

名家連ニュース

令和5年10月17日(火)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.960号

◆「生きる・暮らす・よりよく暮らす」を実現するための経済的支援 ◆

第6回:交通運賃の割引—鉄軌道に焦点をあてて(その2)最終回

◆ JRでの障害者割引の状況

さて、議論の前提として、まずおさえておきたいのがJRの状況です。民間会社とはいえ、JRのもつ影響力が大きいことはいうまでもありません。JRが実施している障害者割引について、概要を整理したのが表2です。



表2 JR4社で定められている障害者割引の概要

区分	割引対象	割引額
第1種障害者の単独利用	100 kmを超える区間の普通乗車券	5割引
第2種障害者の単独利用	100 kmを超える区間の普通乗車券	5割引
第1種障害者と介護者	すべての区間の普通乗車券、定期乗車券、急行料金	5割引
12歳未満の第2種障害者に同乗する介護者	定期乗車券	介護者のみ5割引

◆ 身体障害における第1種障害者と第2種障害者

現在、JR4社が対象とする障害は、身体障害と知的障害です。身体障害については、その範囲はかなり広く、具体的には、①視覚障害、②聴覚障害、③平衡機能障害、④音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害、⑤上肢の肢体不自由、⑥下肢の肢体不自由、⑦体幹の肢体不自由、⑧上肢機能における乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害、⑨移動機能における乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害、⑩心臓、腎臓、呼吸器、小腸の機能障害、⑪ぼうこう、直腸の機能障害、⑫肝臓の機能障害、⑬ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の13の区分に分けられています。等級については身体障害者手帳によって、おおむね1級・2級が重度、3級・4級が中度、5級・6級が軽度となります。重度と中度の一部が第1種障害者、中度の一部と軽度の一部が第2種障害者となります。ただし、①～⑬の区分ごとに、それらの障害の範囲は異なります。

◆ 知的障害における第1種障害者と第2種障害者

知的障害については、全国的に統一された手帳の基準がありません。療育手帳、愛の手帳、愛護手帳とその呼び方もそれぞれです。また、等級についても、①A1、A2、B1、B2、②A、B1、B2、③1度、2度、3度、4度、④A、B、C、⑤A、Bといった具合に、都道府県及び政令指定都市によってバラバラです。そこで、おおむね自治体が重度障害と認定している基準及びそれに準ずる人を第1種障害者、それ以外の中度及び軽度障害と認定されている人を第2種障害者と位置づけています。現在、精神障害は、JRでは障害者割引の対象になっていません。仮に第1種障害者と第2種障害者にわけるとすれば、どのようになるのでしょうか。その前提と

して、精神障害者保健福祉手帳では1級が重度、2級が中度、3級が軽度とみなされています。これを、単純に知的障害の基準にあてはめれば、精神障害者保健福祉手帳1級所持者が第1種障害者、精神障害者保健福祉手帳2級・3級所持者が第2種障害者となるのではないのでしょうか。実際、西鉄(西日本鉄道株式会社)と近鉄(近畿日本鉄道株式会社)では、精神障害者を交通運賃の割引の対象にしており、このような区分にしているようです。

◆ 100 kmを超える区間

次に、割引の対象である「100kmを超える区間」とは、どのあたりでしょうか。東京駅を起点にすれば、東海道本線で熱海駅までが104.6km、東北本線で雀宮駅までが101.8km、中央本線で笹子までが100.4km、総武本線で旭駅までが103.6km となります。距離にかかわらず割引が望まれることはいうまでもありません。

◆ 精神障害を対象に交通運賃の割引を実施している大手私鉄の現状

精神障害を対象に交通運賃の割引を2023(令和5)年8月時点で、すでに実施しているのが、西鉄と近鉄です。西鉄では、2017(平成29)年4月から精神障害がある人を対象に交通運賃の割引をしています。精神障害者保健福祉手帳のすべての等級に対して、距離の制限を設けず、すべての区間で普通乗車券と定期乗車券に対して5割引を実施しています。さらに、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者の介護者に対しては、普通乗車券と大人通勤の定期乗車券に対して、5割引を実施しています。また、2023(令和5)年4月から、精神障害がある人を対象に交通運賃の割引を開始した近鉄は、表2と同様の基準で運用しているようです。一方で、2023(令和5)年10月から実施予定の京急電鉄(京浜急行電鉄株式会社)では、精神障害者保健福祉手帳1級所持者が介護者と一緒に京急線を利用する場合に限って、本人・介護者ともに普通乗車券(紙の切符)が5割引になります。手帳1級所持者の割合が、手帳所持者全体で約1割ということを考えれば、かなり限定的な内容だといえるでしょう。



青木聖久先生の連載記事に感謝!!

青木先生の医療費助成や交通運賃割引の連載記事は、今後の運動を後押しすると同時に、支援者の方々の理解と協力を呼びかける内容であり、心から感謝いたします。

特に医療費助成は全国の家族・当事者の切実な要求です。奈良県では家族会が支援者・当事者と「福祉医療を実現する会」を結成し、全市町村へのキャラバン行動、県議会への働きかけで手帳2級までの医療費助成を獲得しました。運動しなければ要求は実現しない…全国の家族会が青木先生の記事から奈良県の運動に学ぶことが大切ではないかと思えます。

愛知の市町村家族会は、10数年来、議会に働きかけて順次、医療費助成を実現してきました。県段階では福祉医療制度で身体・知的は中度まで全科対象の医療費助成が実現しており、精神も同様に適用してほしい…運動に取り組み易さがありました。しかし、愛知県は現在もお精神障害者を除外し、適用範囲を精神科のみに限定しています。

私たちは現状に甘んじることなく、障害間格差・制度間格差を一層していくこと、その活動の一つ一つが「誰もが人として地域で安心して暮らせる環境づくり」に繋がっていることに確信を持ち、粘り強く取り組んでいく所存です。

関係者の皆様の一層のご支援・ご協力をお願いする次第です。(名家連事務局:堀場洋二)

名家連事務局で紙面の関係から記事の一部割愛、イラスト挿入したことをご了解ください。